

短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)

運営規程

医療法人 裕和会

橋本整形外科内科

第1条 医療法人 裕和会 橋本整形外科内科が実施する介護医療院の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要支援1～2、要介護1～5の方に対し施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。

(運営の方針)

第3条

1. 当法人が運営する指定介護医療院は、施設における療養を必要とする要介護者に対し、施設サービスに基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、其の者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努める。
2. 当施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、指定介護医療院サービスの提供に努める。
3. 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4. 当施設は、介護医療院サービス利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養を適切に行う。
5. 当施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
6. 当施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、要介護者またはその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は、説明を行う。また、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(名称及び所在地)

第4条 指定介護医療院サービスを実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1. 名称 | 橋本整形外科内科 介護医療院 |
| 2. 所在地 | 熊本市北区改寄町 2380-5 |
| 3. 開設者 | 医療法人 裕和会 |
| 4. 管理者 | 橋本裕一 |

(1)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 介護医療院に従事の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 医師 1人 (常勤換算 0.2人以上)

医師は、指定短期入所療養介護サービス計画の策定を共同して作成するとともに施設サービスの実施に関する従業者への指示を行う。

2. 介護支援専門員 1 人（常勤換算 0.4 人以上）

介護支援専門員は、指定短期入所療養介護サービス計画の策定を行い、利用者及び家族に説明を行う。

3. 看護師 6 人（常勤換算 2 人以上）

看護師は、指定短期入所療養介護サービス計画の策定に協力するとともに、医師の指示に従い、施設サービスの実施を行うとともに、介護福祉士への指示を行う。

4. 介護福祉士 3 人（常勤換算 2 人以上）

介護福祉士は、指定短期入所療養介護サービス計画の策定に協力するとともに医師、看護師の指示に従い、施設サービスの実施を行う。

5. 理学療法士 1 人（常勤換算 0.2 人以上）

介護医療院施設サービス計画の策定に協力するとともにリハビリテーションの実施を行う。

6. 管理栄養士 1 人(常勤換算 1 人以上)

栄養管理体制を整え療養食を提供する。

（入院患者の定員）

第 6 条 当指定介護医療院の定員は、次の通りとする。 12 人

（介護サービスの内容）

第 7 条 施設サービス計画の作成

当介護医療院は、介護支援専門員に指定短期入所療養介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

第 8 条 診療の方針

医師は診療の必要があると認められた場合、速やかに診療を行い常に入院患者の病状および心身の状況、日常生活の掌握に努め、その結果に基づき適切な指導、検査、投薬、注射、処置などを行う。

第 9 条 機能訓練

当介護医療院は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて適切なりハビリテーションを計画的に行う。

第 10 条 看護及び医学的管理の下における介護

入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう入院患者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術、時間を当てる。

第 11 条 療養食の提供

入院患者の食事は栄養ならびに入院患者の心身の状態、病状及び嗜好を考えたものとする。また、適切な時間に提供する。

(2)

第 12 条 その他のサービスの提供

適宜入院患者のためのレクレーション行事を行う。又、常に入院患者の家族との連携を図るとともに入院患者と家族との交流の機会を確保するように努める。

(介護サービスの提供に際しての重要事項説明書及び同意書) 別途定めている。

第 13 条 当介護医療院は介護サービスの提供の開始に際しあらかじめ、患者またはその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した

文書を交付して説明を行い当該提供の開始について患者の同意を得る。

(入退所)

第 14 条 当介護医療院は、長期にわたる療養が必要と認められる要介護者の入退所に際しては適切な措置を速やかに講じる。

(サービス費内容及び利用料金等)

第 15 条 利用料は介護報酬公示上の額とし、これが法定代理サービスである時は、利用者の負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

また、その他の費用として、以下の費用の支払いを受ける。

①食費 朝食 400 円 昼食 400 円 夕食 580 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については、「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

②居住費 1500 円／日

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については、「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

③レンタル料（1日・電気代、NHK受信料を含む） テレビ 100円/日

④理容代 各店の単価による。

その他

- (1) ①～③は利用者または家族に文書で説明して文書で同意を得る。
- (2) ④は利用者または家族に文書で説明して同意を得る。
- (3) 管理栄養士配置および医師の指示せんに基づく療養食を提供する。

(4) 居住費（滞在費）負担額は、所得割合に順ずる。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 16 条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の手扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（受給資格者の確認）

第 17 条 当介護医療院はサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって受給資格などを確認する。

（要介護申請に係る援助）

第 18 条 当介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(3)

（緊急時等における対応方法）

第 19 条 1. 当施設は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めている。

2. 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めている。

3. 緊急時等には主治医への連絡、管理者への報告等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 20 条 1. 当施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関

係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 当施設は、感染症や災害発生時の業務を継続出来るよう、業務継続計画を定めている。

（衛生管理）

第 21 条 当施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に勤め、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

又、当該施設において感染症が発生した場合は蔓延しないよう必要な措置を講ずる。

（秘密保持）

第 22 条 当施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた入院患者またはその家族の秘密を漏らさない。又、秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。

従業者は、従業者でなくなった後においても入院患者又はその家族の秘密を保持する。

（苦情処理）

第 23 条 1. 当施設は、入所者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入所者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 当該施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から 5 年間保存する

（虐待防止に関する事項）

第 24 条 1. 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を定めている。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（人生の最終段階に関する事項）

第 25 条 1. 当施設は、認知症ケア、看取り、人生の最終段階における医療・介護の決定プロセスに関するガイドラインを定めている。

2. 当施設は、人生の最終段階における医療・介護に関する意思決定支援の指針を定めている。

(4)

（個人情報の保護）

第 26 条 1. 当施設は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 当施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

（事故発生時の対応）

第 27 条 1. 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合

は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3. 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の実施地域)

第 28 条 通常の実施地域は、熊本市、合志市と近隣の市町村とする。

(通常の営業日、営業時間)

第 29 条 通常の営業日、営業時間は、下記のとおりとする。

通常の、窓口営業日は、日、祝日、8 月 15 日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く日程で行う。

通常の営業時間は月、火、木、金曜日は 8 時 30 分～18 時 00 分、

水、土曜日は 8 時 30 分～13 時 00 分迄とする。

なお、これ以外の日及び時間でも職員は常時在職につき介護、看護及び相談を行う。

電話に関しては 24 時間対応致しております。

(その他運営についての留意事項)

第 30 条 1. 当施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は施設の管理者と法人との協議に基づいて定めるものとする。

(その他)

- ①当指定介護医療院は保険給付のための証明書の交付を行う。
- ②当施設は居宅介護支援事業者に対して利益を供与しない。
- ③当施設は、指定短期入所療養介護サービス計画書、診療録、その他の提供した施設サービスに係る記録、市町村の通知に係る記録などを整備し、完結の日から5年間保存する。

附 則

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

令和7年8月19日一部改訂